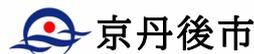


ひとりで悩まず、 ご相談ください

相談窓口の
ご案内

誰ひとり
置き去りにしない
まちづくりを目指して



寄り添い支援総合サポートセンター



「暮らし」のこと、「しごと」のこと、
さまざまな相談ができる「総合相談窓口」です。

住居確保給付金

失業等で収入が減って
家賃の支払いが苦しい

就労支援/就労準備支援

仕事が決まらない、続かない
仕事に就くのが不安…

家計改善支援

借金、ローンの返済が苦しい
税金や公共料金が支払えない

生活の中の様々なお困りごと

日々の悩み・生活が苦しい・介護のこと・育児のこと・家族がひきこもっている…など



相談支援員と一緒に考え、解決に向けたお手伝いをします

まずはお電話、メール、FAX、LINEでご連絡下さい【相談時間:市役所開庁日の9:00~17:00】

相談専用フリーダイヤル  **0120-125-294**
【FAX:0772-62-5020】【E-Mail:yorisoishien@mint.ocn.ne.jp】



右のQRコードを読み取り、
「京丹後市寄り添い支援
総合サポートセンター」を
友だち追加してご相談ください



生活保護制度

生活保護の申請は、
国民の権利です。

病院にかかるお金がない
ケガをして働けない



小さい子どもがいるので
働ける時間が短い



親の介護で働けない



次の仕事が決まらず
生活費がない



家賃が払えなくて
住むところがない



自分たちの年金では暮らせない
持病が悪化して働けない



生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものです
お困りの場合は、ためらわずご相談ください



ご相談・お問い合わせ



健康長寿福祉部 生活福祉課

☎0772-69-0310

住居確保給付金

離職等で収入が減少したとき、再就職等で収入が回復するまでの一定期間の家賃をお支払いします。

離職や廃業、もしくは給与等の収入が離職・廃業と同程度まで減少して住居を喪失している方または喪失するおそれのある方に対して、家賃(上限があります)を支給することにより、住居および収入を得る機会の確保に向けた支援をします。支給金額は世帯構成等により異なります。

くらしの資金

一時的に生活にお困りの世帯へ生活資金の貸し付けを行い、生活再建を支援します。

失業や病気、事故をはじめ、暮らしのための資金が緊急に必要となり一時的に生活が困難な低所得世帯、または債務整理による生活再建に際し一時的に生活が困窮している世帯に対して、生活の安定や向上を図っていただくため、20万円を限度に貸付けを行います。

生活保護制度

— 生活保護についてのよくある疑問 —

持ち家に住んでいると受けられないのですか？

居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

何なりとおたずね下さい



車は持てないと聞いたのですが…

通勤や求職活動、通院や保育所の送り迎え等に使用する場合には保有の容認または処分の保留が認められることがあります。



申請をするときに必要な書類がありますか？

申請後に調査を実施しますので、申請時に書類は必要ありません。

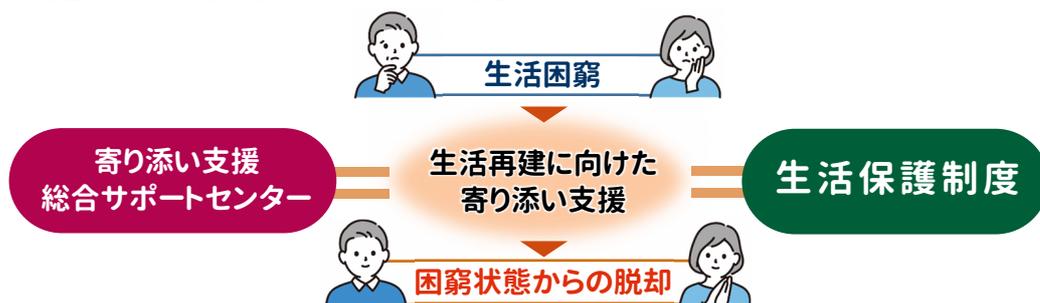
親族に連絡(扶養照会)が必ず行くのですか？

親や兄弟等(扶養義務者)へ、援助ができるかどうかの問い合わせ(扶養照会)をさせていただきますが、扶養義務者からのDVや虐待がある、扶養義務者が70歳以上の高齢者等である、扶養義務者と著しく関係が悪かったり音信不通になっている等、扶養の期待ができない場合には扶養照会を行わないことがあります。

誰ひとり置き去りにしないまちづくりを目指して

本市で生活保護を受けている人(人口千人あたり9.9人)は、全国平均(16.2人)よりも低い状況です。* 今後も生活困窮の早期覚知と未然防止、また生活困窮になった場合引き続き寄り添った支援を行ってまいります。

※令和6年4月現在



また、寄り添い型支援による困窮状態からの早期の脱却により、保護を必要とする方がさらに少なくなり、一人でも多くの方がいきいきと生活を育んでいける、ウェルビーイングで豊かなまちづくりを進めてまいります。

この制度が利用できてよかった、相談してよかった! 利用者の声

病気が見つかり、治療のため仕事を辞めなければならなくなって収入が途絶えました。親族もなく、貯金もなく、治療費も払えなくなり、寄り添い支援センターに相談しました。生活保護制度の相談につながり、安心して治療を受けることができました。ありがとうございました。

Aさん



Sさん

年齢的に常勤での就職が困難で、収入が少なく、生活費や家賃の支払いに困って、借金が増えていきました。これから先、どうしていいかわからず、相談に行ったところ、国で決めている基準額(最低生活費)より、収入が下回っていたため、生活保護が受けられることを知りました。今は制度を利用し、借金の整理をしながら生活の立て直しをしています。